

経済エリートの社会的ポジションと温情主義の思想

－ 昭和初期を中心に －

永 谷 健

要旨：昭和初期には、財閥やその経営者による富の独占（あるいは独占的差配）に対する批判的な思潮が急速に高まっている。これには、大正末以降に政府が提起した労働組合法案に対する当時の経済エリート（いわゆる財界人）の対応のあり方が、大きく影響している。昭和4年以降、日本工業倶楽部を中心に展開された法案反対運動は、労資の対立的な構図を浮き彫りにするとともに、典型的な富裕層であり巨額の資本を差配している財界人への批判を過熱させた。法案反対運動では、財界人がかつてないほど党派的な動きを見せた。さらに、大正8年に労働時間制限がアジェンダとなって以来、久しぶりに温情主義が彼らによって強く主張され、温情主義を基盤とする日本の労資関係の固有性、そして、労働組合の法的保護により温情主義が破壊される危険性が、それぞれ強調された。そうした主張は、実業界や労働界が大国的な労資関係に移行することを拒否する、いわば非モダンの宣言であり、これにより彼らの独善的で自己中心的なイメージが生まれた。彼らが見せた党派性や彼らに関する画一的なイメージの形成過程は、富の格差の拡大が著しい昭和戦前期の階層的状況を象徴しているであろう。

1. 序：昭和戦前期の労働問題

昭和戦前期の日本社会においては、個人間の所得格差が現代と比べて格段に大きかったことが、経済史の分野では明らかにされている⁽¹⁾。所得や資産の顕著な差異の顕在化は当時の時事問題の典型であり、新聞や雑誌では、しばしば「富の懸隔」の問題として語られた。そして、財閥の創業家や富裕な財界人などのいわゆる超富裕層（当時の経済エリートたち）は、莫大な富を独占的に所有し差配しているとして激しく批判される傾向にあった⁽²⁾。富裕層による富の独占や驕奢な暮しぶりへの過激な批判は、たしかに明治後期や大正期のメディアにも多々見られる⁽³⁾。しかし、昭和初期の批判は格段に攻撃的であり、財界人が殺害された血盟団事件（昭和7年2月、3月）やそれに続く五・一五事件（同年5月）などのテロリズムに至る直接的なインセンティブとなった点で、戦前期日本の歴史変化に深く関わる。

こうした批判的な思潮は、何を契機に高揚したのであろうか。三井のドル買い騒動や鐘紡の減給問題など、批判を過熱させた事件はいくつか指摘できるが、超格差社会とも言えるこの時代を反映する契機と言えば、何と言っても当時の労働問題であろう。とりわけ大正末以降に政府が案出し、昭和初期にその成立を急いだ労働組合法案に対する財界人の対応は、彼らとその使用者である労働者のあいだの対立的な構図を浮き彫りにした。そのうえ、財界人のリーダーであった団琢磨や彼が指揮する三井財閥を批判の渦中へと誘導した。当時の財閥（およびその指導者）と労働者側が行った労働運動の関係―とりわけその闘争的で党派的な関係―は、労資の非寛容な関係のあり方を示すとともに、巨大な「格差」が顕在化した昭和戦前期の階層的な状況を象徴している。そこで本稿では、政府が提起した労働組合法案に対して富裕な財界関係

者がどのように対応し、その結果、何が争点となって労資間の対立的な状況が加速したのかを追跡し、戦前期における超格差社会の一面を照射したい。

2. 労働争議の頻発と労働組合法案

まずは、大正末の労働運動の状況を概観してみよう。大正期の終わりの数年間は、実は労働運動が一時的に鈍化している。大正期をつうじて労働争議の多くを指導してきた日本労働総同盟は、大正13年2月の全国大会で路線変更を宣言した。従来のように争議で資本家と対決することを主とするものから「政治的覚醒」によるものへ、すなわち、選挙権を手段として議会で権利を行使し、労働者に有利な状況を構築していこうという政治的な改革路線への変更である⁽⁴⁾。これは、普通選挙法の成立が現実的なものとなった状況を受けて、これまでの労働組合運動を「少数者の運動」として反省し、それを議会の利用による積極的な「大衆運動」に転じていこうとするものである。しかし、こうした路線変更が引き金となって内部対立が鮮明になり、翌年には労働総同盟自体が分裂することになった。この分裂は、労働運動にいわば水を差すものであったと言えよう。

労働運動の鈍化は、労働争議の件数やその参加人数の変化から窺える。大正7年から8年にかけては激増期であり、争議件数は400件を超え、参加人数は6万人を超えていた。しかし、大正9年の戦後恐慌以降の数年間では、発生件数は246件（大正10年）、250件（大正11年）、270件（大正12年）、333件（大正13年）、293件（大正14年）と推移している。また、参加人数は、5万8千人強（大正10年）、4万1千人強（大正11年）、3万6千人強（大正12年）、5万4千人強（大正13年）、4万人強（大正14年）と推移しており⁽⁵⁾、いずれも激増期と比べて少ない値である。

しかし、こうした鈍化により、財閥や富裕な実業家・財界人に対するそれまでの批判が沈静化に向かったわけではない。大正末から昭和初期にかけて、労働問題とりわけ労働組合法案の成否一が当時の階層問題のアジェンダとなるなかで、批判は再燃している。労働争議も、先の鈍化の時期をへて活発化に転じている。大正末以降、年によっては争議の件数、参加人数ともに極端に増加している。とくに、大正15年には、495件の争議が発生している。かつて労働争議が激増した大正8年には、労働時間の制限（とくに8時間労働制という国際標準の採用の可否）が労働問題のアジェンダとなり、財界人の多くが8時間労働制を時期尚早であると主張し、それを契機に労働運動が活発化した⁽⁶⁾、大正15年はその年に匹敵するほどの高い件数である。また、参加人員は6万7千人を超えており、大正8年をしのぐほどである⁽⁷⁾。

この変化には、労働組合法案が政府によって発案されたことが大きく作用していると思えてよいであろう。大正15年は、労働組合法案が政府案としてはじめて提示された年である。政府は、内務省社会局が作成した私案を大正14年8月に公表した。そして、内務大臣、司法大臣、各省の政務官や次官などで構成される行政調査会での審議をふまえて修正したのち、翌年2月9日に政府案として第51国会に提出した。この社会局の私案に対しては、団琢磨を理事長とする日本工業倶楽部が、関係大臣たち宛に数項目にわたる修正意見を提出している。同倶楽部は大正6年に設立された経済団体であり、財閥系企業を含む大会社の経営者によって構成される。ここでは修正意見の詳細には立ち入らないが、労働組合の目的規定にかかわるくぐりには、組合についての団たちの見解が凝縮されているので確認しておこう。

同倶楽部の修正意見によると、私案は労働組合を労働条件の維持や改善を目的とする団体に限定しているが、そうした団体のみを法的に保護すると、「階級闘争的組合ノ発生ヲ促シ産業ノ振興ヲ妨クルノ虞」がある。そこで修正意見は、代案として次の文言を提案している。すなわち、「労働条件ノ維持、改善、技能ノ向上、相互協助及ヒ産業ノ発達ヲ図ルヲ以テ目的トス」⁽⁸⁾。つまり、労働条件の維持改善を目的とする団体のみに特化せず、技能向上のための啓発組織や相互扶助のための共済組合なども、同格の労働組合として認定すべきであるという提案である。労働者の権利主張のみに特化するものではなく、労資関係の安定や事業の発展をも目指すような規定に変更すべきであるというのである。

その後、政府は最終案を作成したが、それに同倶楽部の修正意見がそのまま取り入れられたわけではなかった。目的規定ではこれまでどおり、労働条件の維持や改善という目的が労働組合であるための条件として規定された。同倶楽部はいくつかの点で最終案に不満を持ち、再び修正意見を作成し、議会関係者に配布している⁽⁹⁾。政府や議員に対する同倶楽部のこうした働きかけは、他方で労働運動側を刺激しており、「この政府案なるものは殆ど悉く資本家側の反動的な要求通りに作られてゐないものはない」などと批判された⁽¹⁰⁾。すなわち、労働者側も政府案に賛同したわけではなかった。組合をすべて法人とするなど、いくつかの規定が組合の自由な活動や発展を阻害するものとする見解が優勢であった。その結果、労働者による全国的な「烈しい反対運動」がまき起こった⁽¹¹⁾。上野公園では、労働者の大規模なデモ行進が行われ、争議中の労働者もそれに加わったと伝えられる。そして、結局のところ、法案は衆議院で審議未了となった。しかし、労働組合法の制定がアジェンダとして急浮上することで、大正8年以来の労資関係の対立的な構図が再び鮮明になったと言えよう。

3. 温情主義の主張

その後、小休止の一時期をへて、昭和4年に浜口内閣が誕生して以降、政府は再び労働組合法の成案に向けて活発に動きはじめた。浜口内閣は7月に社会政策審議会を設け、そこで成案のための具体的な検討に入った。審議会のメンバーはおもに商工大臣、官僚、学者であった。資本家や事業家は招かれず政府主導で立案が進められたことに日本工業倶楽部は猛反発し、その後は積極的な法案反対運動を画策した⁽¹²⁾。社会局は審議会の答申（12月7日）をもとにして政府案を完成させた。その後、同倶楽部は政府案に対して多彩な反対運動を展開した。

同倶楽部はまず、総理大臣をはじめとする関係大臣や関係官僚に宛てた意見書（「労働組合法制に関する意見」12月13日）を作り、社会局長官に提出した。意見書では、労資関係に関する同倶楽部の見解が率直に語られる。これは、大正8年以来、久しぶりに日本の経済エリートが労資関係について共同で発信した見解であろう。おもな論点を紹介しておこう。

意見書曰く、わが国の工場は経営と技術の両面でいまだ発展途上にある。したがって、「先進諸国トノ競争」や「産業ノ隆替」に影響が出るため、労働法制に関する議論は、「慎重周到ナル注意」が必要である。労働者の権利を法的に保護するのは産業の進展にとっては時期尚早であり、政府のやり方は拙速だという指摘である。また、「大多数ノ労働者ハ労働組合ニ属セス」とも述べる。すなわち、実のところ労働者の多くは労働組合に加入していない。むしろ彼らの多くは、「労資相互ノ情誼ヲ基礎トシ家族制度ノ延長トモ見做シ得ヘキ我国固有ノ雇傭関係ニ在ル」。つまり、現状では、多くの者が家族に擬するような「情誼」にもとづく関係を資

本家とのあいだで結んでいるというのである。そして、次のように言う。

「事業毎ニ技術ノ向上相互救済修養等ノ目的ヲ兼ネ工場委員制又ハ共済組合等ヲ組織スル者五十萬人以上ヲ算シ此ノ外各種ノ修養団等ニ加入スル者亦多ク是等ハ何レモ労資間ノ信頼ト理解ヲ昂メ技術ノ向上ト能率ノ増進トヲ助ケ労働者ノ幸福ト利益トヲ齎シツ、アルト共ニ他方矯激危険ナル思想ノ潜入ヲ防止スルニ付多大ノ貢献ヲ為シツ、アリ」⁽¹³⁾

50万人以上の労働者が、技術向上や相互扶助などの目的で、工場委員会や共済組合のような組織に加入している。また、自己啓発のために修養団に加入する者も多い。それらの組織は、「労資間ノ信頼ト理解」（つまりは労資協調）を促進しつつある。そのうえ労働者に「幸福ト利益」をもたらすとともに、「危険ナル思想」（すなわち、社会主義や個人主義）の抑止にも「貢献」しつつある。つまり、すでに稼働しているそれらの組織は、労資関係の安定や労働者の幸福をもたらすばかりでなく、社会の思想的な健全化に貢献しているというのである。

意見書はさらに言う。同法案は、「社会主義的思想ノ下ニ生シタル少数労働者ノ組合」を「保護スル」法案である、と。危険思想を背景とする一部のマイナーな労働組合を特別扱いする法案であるというわけである。そして、この法案が現実のものとなると、「我国固有ノ労資ノ関係ハ之カ為破壊セラル、ニ至ルヘシ」⁽¹⁴⁾。すなわち、「情誼」にもとづく「我国固有」の労資関係が破壊されてしまう。意見書はこのように、「危険ナル思想」に手を貸す類の組合の法的保護に傾く政府に苦言を呈するのである。

労働運動が活性化した大正8年においては、労働時間の制限がアジェンダであった。同年に開催された第一回目の国際労働会議で1日8時間労働制が議論され、労働時間の国際標準の受け入れ可否をめぐる国内の議論が活発化した。その際、当時の著名な実業家たちの多くはその導入を時期尚早とし、温情主義のもとでの長時間労働の正当性を主張した⁽¹⁵⁾。そのときの日本工業倶楽部の見解について、少し述べておこう。同倶楽部は大正8年10月7日に、内閣総理大臣、外務大臣、農商務大臣らに宛てて、労働問題に関する意見書を提出している。そこに次のくだりがある。

「…吾邦ノ労働者ハ欧米ノ労働者ノ如ク夫ノ集約的作業ニ従事シテ短時間ノ労働ニ於テ全身ノ精力ヲ集中スル規律的習慣ニ闕クル所有リ自然能率ノ低級ナルヲ免レ難キカ故ニ此習慣ノ急激ニ改善セラレサル限り彼我相對シテ之レカ能率ノ上ニ均衡ヲ得シカ為ニハ遺憾ナカラ彼ノ短時間労働ニ對スルニ我カ長時間労働ヲ以テスルノ外無ク今日一律ニ八時間労働制ノ適用ヲ受クルノ結果ハ遂ニ我カ生産組織ノ基礎ヲ危フクスルニ至ルヘシ…（中略）…速ニ労働ニ於ケル規律的習慣ト精力集中性トヲ養成セシメ此等ノ基礎的訓練ニ於テ彼我ノ間ニ其標準ノ差異ヲ少カラシムルニ至ルマテ本原則ノ適用ヲ留保スルコトヲ要ス」⁽¹⁶⁾

国際標準に日本の「能率ノ低級ナル」労働者が従えば、日本の工業は先進諸国に一層後れを取る、とくに日本の労働者は「集約的作業ニ従事」という「規律的習慣」が欠如しているという趣旨であろう。その後の十年間で経済エリートを取り巻く環境は変化したが、日本工業倶楽部の意見を見ると、彼らの主張はほとんど変わっていないと言っても間違いではなからう。ただ、十年前は、すぐさま渋沢栄一や床次竹二郎による協調主義キャンペーンが行われて、温

情主義の主張はいわば封印された。しかし、今回は、温情主義は一貫して主張されている。この点は、あとで触れよう。

4. 諸団体の結集と党派的活動

意見書を作成したあと、団琢磨、郷誠之助、藤原銀次郎らは手分けをして浜口首相をはじめとする関係大臣を訪問し、日本工業倶楽部の見解を伝えた⁽¹⁷⁾。そして、同倶楽部は翌年以降、多様な活動を開始した。反対運動に直結する大きな活動は、やはり他の実業家団体との連携であろう。昭和5年5月22日には、理事長である団と東京商工会議所会頭である郷が発起人となって、同倶楽部の会館内で京浜・近畿・中京の有志実業家の会合を開催した。そして、同法案に反対するために全国の実業家団体が一致した行動をとることを確認した⁽¹⁸⁾。

この連携の動きは、実業家への批判的な思潮を喚起した。当時の無産政党、日本大衆党と社会民衆党は、5月24日に共同声明書を出している。声明書曰く、労働組合法の成立は「時代の大勢」であり、「無産大衆が熱望」するものであるにもかかわらず、「資本家階級」はその「生誕を圧殺せんとしつつ」ある。そして、「ここにおいてわれらはわが国資本家階級の中核たる工業倶楽部その他の資本家団体に対し一切の無産階級的勢力を動員して決定的戦いを敢行せんとするものである」⁽¹⁹⁾。声明は、同倶楽部を中核として団結しつつある資本家集団に対する宣戦布告であろう。また、『大阪朝日新聞』も、資本家の連携や団結を批判した。「工業倶楽部が音頭を取っている反体運動〔原文ママ〕に全国有力な企業団体が漫然参加することこそ、あまりにも目先の見えない事業家としてあるまじき拙劣な遣方といわねばなるまい」⁽²⁰⁾。同倶楽部が他の団体を煽ることで、反対運動がいたずらに拡大しているという批判である。その後も団たちは、地方の実業家団体との連携を深めた。西成田の言葉を借りて言えば、この運動のなかで、「資本家団体の地域的組織的結集が進行」していった⁽²¹⁾。

日本工業倶楽部はまた、種々の政党や貴族院の各派にも陳情を行った。そして、同法案の問題点を指摘する小冊子を何種類も作成し、法案の成否を左右する関係者に配布した⁽²²⁾。『労働組合法案に関する実業団体の意見』（日本工業倶楽部調査課、昭和5年5月）、『我国情に適せざる労働組合法案』（日本工業倶楽部労働問題調査委員会、昭和5年10月）などである。そのなかには、日本労働総同盟を含む労働団体の現状（団体数、加入者数、宣言や主張）をまとめた冊子（日本工業倶楽部調査課『本邦に於ける労働団体の一般的状況』昭和5年8月）や、関東圏の工場主たちに労働争議の実態を聴取したインタビュー集（日本工業倶楽部調査課『最近に於ける労働争議の実例』昭和5年10月）などといった、独自調査をもとに作成した冊子もある。同法案の不当性を裏づけるエビデンスを具体的に示すことで、廃案が妥当であることを説得的に主張しようとしたのである。とくに後者は、中小の工場主の声をそのまま活字にしたものであり、労働組合に属する労働者の振る舞いがいかに利己的で理不尽なものであり、また、労働争議がいかに工場主を戸惑わせるものかを強調する内容である。

さらに、同倶楽部の労働問題調査委員会は、10月25日から11月2日にかけて、『中外商業新報』紙上で同法案への反対意見を公表した。そこでは、温情的な関係を重んじてきたわが国では、同法案にもとづく労資関係は有害であることが強く主張されている。少し長くなるが、その一部を紹介しておこう。

「我國民は人種の差別が無く、個人主義でなく、その国民性として人情能く融和し、情誼に富み、恩遇に酬ゆるに忠実を以てし、産業においても人道主義能く行われ、労働を商品視せず、労働者は職務に忠実に、技術に熱心であり、労資相互の親愛協和一般に行われ、闘争よりは協調、権利より温情に頼り、労働者は労働組合に属する者よりも、労使協調の団体に属する者遥かに多く…（中略）…これは我国産業界の長所美点とも見るべきもので永くこれを尊重しなければならぬ…（中略）…労働組合があって、概ね現在の経済組織と相容れない矯激なる言動を為し、産業界の情誼を破壊し、産業の振興を障礙する…」⁽²³⁾

前年12月の意見書と同じ《温情主義＝日本の美德》論が繰り返されている。「情誼」や「恩遇」にもとづく労働者の忠実さや労資関係の「親愛協和」は、産業界の「長所美点」であり、他方で現状の労働組合は「個人主義」に偏しており、そうした「長所美点」を「破壊」する一。彼らの主張が、一貫して温情主義を保守することを基調とするものであることがわかるであろう。

このように日本工業倶楽部は、同法の実現を阻止するために多彩な反対運動を行った。それはきわめて党派的な動きであり、また戦略的である。当時刊行された実業家向けの経済年報、『日本経済年報』（東洋経済新報社刊）ですら、実業家たちの積極性を伝えている。同年報はそれを、「社会局立案の労働組合法への反対運動に於て資本家の示しつつある異常なる情熱」と表現している。そして、「最近に至るも此の運動は益々執拗且つ広汎に行はれてゐる」⁽²⁴⁾とも述べる。彼らの法案反対運動は「執拗且つ広汎」であり、それは「異常なる情熱」によるものだというのである。

彼らが党派性を高めた背景には、労働争議がこの数年で一層活発化したという短期的な状況がある。先の『労働統計要覧』によると、昭和4年における争議の発生件数は571件、参加人数は7万7千人強にのぼっており、前年度と比べると、件数では1.4倍、参加人数では1.8倍に増えている。不況が続いた結果、とくに中小工場で労働者解雇や賃金の値下げ・不払いを原因とする争議が増加したこと、中小工場では労働組合組織が多いことが、活発化に拍車をかけた⁽²⁵⁾。さらに翌年には、発生件数は900件にまで急増し、参加人数は8万人に迫った。法案の可決によって労働運動が一層激化するという懸念を財界人が抱いたのも、頷けるであろう。そして、彼らはその状況を、同法の成立が不適切であることを主張するための根拠として用いた。先に挙げた『最近に於ける労働争議の実例』というインタビュー集は、不当な労働争議が頻発していることを拡大して見せるものである。さらに、この冊子が作成された同じ月には、団たちの主導により、京浜の産業団体（31団体）が会合を開き、共同意見（「労働組合法二関スル建議書」昭和5年10月29日）を決議した。そしてそこでも、不当な労働争議の頻発が強調されている。

「…労働組合運動ノ傾向ハ最近著シク悪化シ無法ナル争議激発セラレ争議ノ手段亦狂暴ニシテ産業及其ノ関係者ヲ脅威シ殊ニ中小工業ニ対シ恢復スヘカラサル打撃ヲ與ヘツ、アリ…（中略）…政府ハ徒ラニ労働組合法ノ制定ヲ急クコトナク更ニ産業ノ実状ヲ審カニシ労働運動ノ真相ヲ究メ争議取締ニ関スル法制ト併セテ慎重審議ヲセラレンコトヲ希望シテ止マス」⁽²⁶⁾

「無法ナル争議激発」、「争議ノ手段亦狂暴」などという表現で、争議の不当性が強調されて

いる。労働運動が「著シク悪化」している状況では、同法の実現は時宜にかなっていないというわけである。そのうえこの意見は、「制定ヲ急ク」政府に対しても批判的であり、政府が労働運動の実態（「真相」）に明るくないことを仄めかしている。この共同意見は関係大臣・政府当局に伝えられ、また、新聞でも取り上げられた。労働運動や政府に対する実業家たちの対決的な態度に労働運動側も反応し、「郷、団を葬れ」というビラが撒かれたと伝えられる⁽²⁷⁾。

その後、団たちは政府に対する対決姿勢を強めた。同年12月、同法を成立させるためには労資のあいだで理解を深める必要があるとの趣旨で、安達内務大臣は実業家・労働者・中立の学識経験者の三者が顔をあわせる懇談会を提案した。団と藤原を含む四人の実業家が出席を促されたが、出席を断っている。労働者の代表は、「多数ノ真摯ナル労働者ノ精神ヲ代表スルモノ」とは認められないという理由である⁽²⁸⁾。翌年、内務大臣は次善の策として労働者の代表を招かない懇談会を提案し、これには実業家側から団を含む十数名が出席した。そのなかで団は、「組合の消長は産業の消長と密接なる関係があることは勿論であるのに、今回政府の立案せられた組合法案には産業方面を十分考慮に入れて用意されたとは認められない、この故に根本的の調査建直しをせられたいというのが全国事業家の要望である」と述べ、政府の拙速さを批判したと伝えられる⁽²⁹⁾。

その後、政府による原案の修正があり、また、それに対する京浜産業団体連合協議会、全国産業団体連合協議会による反対決議があった。そうした経緯のあと、法案は昭和6年2月21日に議会に提出された。衆議院では政府の原案が可決され、貴族院に回付されることになった。団たちは貴族院議員の有力者と個人的に面会し、同法案が産業の発展のうえで大きな問題であることを説明してまわったという。法案は3月18日に貴族院本会議に上程された。貴族院の特別委員会では、貴族院議員であった王子製紙の藤原銀次郎らが質問に立ち、原案を批判した。そして結局のところ、3月27日に審議未了で議会の会期が満了し、法案は不成立となった⁽³⁰⁾。実業家たちの「異常なる情熱」は、報われたのである。

5. 結び：非モダンの選択

彼らの法案反対運動で顕著なのは、温情主義に依拠する労資関係を日本に固有の美德とする考えが、終始、主張された点であろう。国際労働会議の一件が生じた十年前にも、著名な実業家はほとんど同じ主張を展開しており、状況は似ている。しかし、当時と比べると、彼らの態度はむしろ硬化している。先に少し触れたとおり、当時は、実業家批判や労働運動が活発化した状況を緩和するために、渋沢と床次の主導によって協調主義キャンペーンが展開された。そして、キャンペーンが始まるや、温情主義の正当性を強硬に主張する言論はほとんど見られなくなった。和田豊治や武藤山治のような温情主義の代表的な実践者でさえ、その正当性を強く主張することはなかった。にわかに語られはじめた協調主義が持つ妥協や譲歩の外面によって、温情主義の思想はいわば背景に退いたのである。それに対して今回は、全国の実業団体を束ねた日本工業倶楽部が、温情主義の正当性を妥協なく（あるいは独善的に）主張するなかで労働組合法案を批判しつつ、実際にそれを廃案へと導いた。同倶楽部による一連の行動と廃案という現実、実業家たちの独善的で強硬、そして自己中心的なイメージを高めたであろう。

また、近代化や大国化という長期的な国家的指針に実業家たちがどのように与したのかについても、違いが見られる。以前は大国の標準である8時間労働制の導入がアジェンダとなり、

彼らはそれを時期尚早であると主張した。日本の労働者たちの働き方には固有の未熟さ（短時間に集中する「規制的習慣」の欠如、「能率」の低さ）があるため、先進諸国と互角に競争するには、8時間を超える長時間労働が今の時点で必要なのはやむを得ない、と。実業家たちは、労働者の働きぶりの後進性（プレモダン）を拡大してみせた。逆に言うと、そうした後進性を指摘することで、先進諸国との経済競争を第一義と考え、その前衛に立つ自己の先進性（モダン）を暗に主張したのだとも言える。

それに対して、今回の争点は労働組合に法的な根拠を与えるかどうかであり、争点は当時と異なるものの、日本工業倶楽部を中心とする実業家団体はやはり、それは時期尚早であると主張した。ただし、実業家団体がその根拠としたのは、労働者の後進性ではなく、その急進性である。労働者による権利主張の背後にある先進国の思想、すなわち個人主義や社会主義思想の急速な拡大は、わが国の労資関係の固有性を瓦解させ（「情誼を破壊」）、そのことが産業の進展を妨害する（「産業の振興を障礙する」）というのである。さらに、実のところ温情にもとづく協調的な関係が労働界では多数派であり（「労使協調の団体に属する者遥かに多く」）、それこそが日本の実業界にはふさわしいと主張した。彼らは《温情主義＝日本の美德》論を根拠にして、労資関係を権利・義務関係で読み替える“大国的な”労資関係へと移行することを拒否する、いわば守旧的な立場を鮮明にした。“大国的先進性”から降りるという意味では、非モダンの立場を選択することを公言したと言ってもよいであろう。

実業家たちが政府と対決姿勢を見せたことも、十年前とは異なる。当時は、渋沢栄一が内務大臣の床次竹二郎や官僚と協力して、温情主義に代わる協調主義という妥協的な道筋を示した。協調会が成立したこと自体、政官界と実業界が労働運動の沈静化のために協働したことを示している。それに対して今回は、日本工業倶楽部の先導によって、彼らは政府への敵対的なスタンスを鮮明にした。内務大臣が提案した懇談会への参加を拒否したことは、象徴的である。また、同法の実現を強く進める政府の姿勢や政府案の内容そのものを批判するメッセージを「意見」や「建議書」で公表した。いわばなりふり構わず対決姿勢を示すことで、彼らは“大国的な”労資関係を拒んだ。このプロセスで、彼らが必ずしも“大国的な”先進性を実現するために国家に献身するわけではないこと、そして彼らの党派性を、強く印象づけたのだと言えよう。

法案反対運動に見られる彼らの言動は、党派性、そして大国的先進性（モダン）の放棄などといった特色を強く示しており、それらは彼らの独善性や自己中心性のイメージを高めたであろう。実は、同じ時期に鐘紡の減給問題（昭和5年）と三井のドル買い事件（昭和6年）があいついで生じたが、それらがメディアで大きく扱われることで、これらのイメージは一層喚起された。

鐘紡は昭和5年4月、世界的な不況や金解禁の影響を背景とする業績悪化に対応するため、社員と職員の減給を発表した。同社では、物価が高騰した第一次大戦時に従業員の生活援助のために設けられた戦時手当がその後も支給され続けていたが、その廃止に踏み切ったのである。その結果、職員は本給の3割、職工は日給の4割に相当する減給となった。温情主義に依拠した労務管理の優等生として知られた鐘紡であったが、減給が発表されるや、兵庫工場や淀川工場から従業員による大規模な争議が展開され、それらはメディアで大きく取り上げられた。減給実行の直前に退職した前社長・武藤山治に対してすでに3百万円の退職慰労金が支給されていたこと、さらには、株主に依然として高配当が続いていたことが従業員側を刺激し、争議の拡大につながった。新聞や雑誌では、従業員への厚遇（従業員ファースト）を標榜してきた温情

主義による経営が、実は経営者や資本家への利益誘導のための手管であったことを暴露する事例として鐘紡を批判する記事が、多く掲載された。

たとえば『大阪毎日新聞』（昭和5年4月8日）は、「鐘紡減給の大渦 勤労階級の脅威と無産党一斉に起つ」と題する記事で、当時の無産政党・社会民衆党が4月7日に出した声明を掲載している。曰く、鐘紡は、「わが国古来の伝統的美風たる温情主義をもってすれば労働組合を必要とせずして労働者の待遇を改善し得ると豪語して来た」。しかし、今回の減給である。「三割五分の高率配当を維持しながら」も減給を行うのは、「実に露骨なる資本家的暴挙であって正に温情主義の破綻を示すものである」。「われ等は温情主義の偽善的仮面が剥がれたるを快よしとする」⁽³¹⁾。このころは、ちょうど労働組合法案の問題が持ち上がり、日本工業倶楽部が「情誼」にもとづく労資関係を日本の美德ととらえた意見書を作成し、関係大臣を説得していた時期である。温情主義の優等生として知られ、また、労働組合を持たない鐘紡で問題が拡大したことは、温情主義を標榜する実業家たちの振る舞いの独善性や欺瞞（「偽善的仮面」）を印象づけたであろう。

他方、三井のドル買いは、財閥のダークなイメージが流布する決定的なきっかけとなった。浜口内閣は先進諸国の多くが採用している金本位制に復帰することを決断し、昭和5年1月に実行したが、翌年9月には、金融不安が背景となってイギリスが金本位制から離脱することになり、その後、スウェーデン、デンマーク、ノルウェーも離脱した。それまで三井銀行は金利の高いイギリスで多額の投資を行っていたが、イギリスの離脱により「為替取引は休止状態に陥り」、ロンドンでの資金が凍結された。そこで、当行はすぐさま「自衛」策を取ることとし、先物約定履行や外国投資家への利払などの業務に備えるために、横浜正金銀行から2,235万ドルを購入した⁽³²⁾。三菱や住友も同様の措置を行っていたが、諸新聞は三井をことさらクローズアップして、三井の思惑による円売りドル買いとして伝えた。各国が金本位制から離脱するなかで金本位制の維持は困難であるとの判断から、日本政府は近々、再び金の輸出入を禁止するであろうとの思惑により、三井はドル買いを行った、と。つまり、金輸出の再禁止となれば、円相場は下がり、ドル相場は上るという思惑から、三井は正貨が流出するという国家的な不利益に配慮することなく自社利益の追求に走ったというのである。こうした報道に刺激されて、11月2日には社会民衆党社会青年同盟の者が、日本橋三越本店で「国民生活を蹂躪する三井財閥を葬れ」というビラを撒き、二十数名が三井銀行本店営業部に乱入し、警官隊に阻止されるといふ事件も生じた⁽³³⁾。三井は、国家の経済発展の対極に立つような自己中心的な「思惑者」として見なされたのである。

財閥や財界人の独善性や自己中心性というイメージは、二つの事件によって一層強化されたと言ってもよいであろう。ただ、そうしたプロセスは、それらよりも先に生じた労働組合法案をめぐる一連の騒動、そして、それによって労資関係の対立的な構図が浮き彫りになった事態が、やはり前提となるものであろう。こうして財閥や財界人への批判的な思潮は急速に高まった。その高まりがテロリズムにつながっていくプロセスについては、別の機会に論じたい。

註

(1) 谷沢弘毅『近代日本の所得分布と家族経済』（日本図書センター、2004年）、参照。

(2) 詳しくは次の拙論を参照。永谷健「戦前期日本における実業エリート批判の質的変容」『人文論叢』

- 三重大学人文学部文化学科研究紀要』31号（2014年）。
- (3) 詳しくは、永谷健『富豪の時代』（新曜社、2007年）、第3章参照。
 - (4) 「労働総同盟全国大会 第三日目」『神戸又新日報』（大正13年2月13日）。
 - (5) 内閣統計局『労働統計要覧』昭和6年版（1931年）192頁、参照。
 - (6) 前掲、永谷（2014）参照。
 - (7) 前掲、内閣統計局（1931）前掲頁、参照。
 - (8) 中村元督編集・発行『日本工業倶楽部二十五年史』上巻（1943年）491頁。
 - (9) 前掲書、498頁。
 - (10) 「序」産業労働調査所著作・発行『労働組合法政府案の正体！：労働運動の危機！』大正15年。
 - (11) 田中惣五郎編『資料大正社会運動史』下（三一書房、1970年）950-951頁。
 - (12) 中村元督編集・発行『日本工業倶楽部二十五年史』下巻（1943年）699-700頁。
 - (13) 前掲書、705-706頁。
 - (14) 前掲書、706頁。
 - (15) 永谷健「戦前期日本の社会階層をめぐる諸問題と実業エリート」『人文論叢：三重大学人文学部文化学科研究紀要』33（2016年）。
 - (16) 前掲『日本工業倶楽部二十五年史』上巻、148-149頁。
 - (17) 前掲『日本工業倶楽部二十五年史』下巻、712頁。
 - (18) 前掲書、714頁。
 - (19) 「資本家の反対に飽くまで抗争：問題の労働組合法案で」『大阪朝日新聞』（昭和5年5月25日）。
 - (20) 「労働組合法と反対意見：事業団体の運動」『大阪朝日新聞』（昭和5年5月25日）。
 - (21) 西成田豊『近代日本労資関係史の研究』（東京大学出版会、1988年）306頁。
 - (22) 前掲『日本工業倶楽部二十五年史』下巻、722頁。
 - (23) 「国情に適せざる労働組合法案日本工業倶楽部の意見」『中外商業新報』（昭和5年10月25日）。
 - (24) 東洋経済新報社編『日本経済年報』第二輯（東洋経済新報社、昭和5年11月）301頁。
 - (25) 村山重忠『日本労働争議史概観』（財団法人文明協会、1930年）109頁、参照。
 - (26) 前掲『日本工業倶楽部二十五年史』下巻、724頁。
 - (27) 前掲書、前掲頁。
 - (28) 前掲書、726頁。
 - (29) 「産業を考慮せぬ社会局の組合法案 十七日の懇談会で事業家側が挙て反対」『中外商業新報』（昭和6年1月19日）。
 - (30) 前掲『日本工業倶楽部二十五年史』下巻、735頁。
 - (31) 「鐘紡減給の大渦 勤労階級の脅威と無産党一斉に起つ」『大阪毎日新聞』（昭和5年4月8日）。
 - (32) 池田成彬述・柳澤健著『財界回顧』（世界の日本社、1949年）137頁。
 - (33) 『大阪毎日新聞』（昭和6年11月3日）。